

Deloitte.

デロイト トーマツ



各国・地域の税制概要とホットトピックス マレーシア

令和3年度 経済産業省 委託事業

中堅・中小企業向け「進出先国税制および税務ガバナンスに係る情報提供オンラインセミナー」

デロイト トーマツ 税理士法人

2022年1月



目次

マレーシアの税制概要		ホットトピックス	18
法人税コンプライアンス	3	新型コロナウイルス感染症（COVID-19）関連措置	20
課税所得計算	4	マレーシアの移転価格税制の概要、各国特有の事項、ホットトピックス	
居住者による利子・配当・使用料の支払いに係る源泉所得税	7	移転価格税制の概要	24
進出・撤退時の留意すべき課税関係	8	LF/MFの概要	25
進出形態の違いによる課税範囲・コンプライアンス手続き等の比較	10	国別報告書の概要	26
雇用にかかるコスト・付加価値税・その他の間接税	11	最近の移転価格調査におけるトピックス	27
法人課税にかかる各種優遇税制措置	13	移転価格税制の動向 （新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響）	28
PE課税-PE類型	16		
税務調査及び異議申立て・税務訴訟	17		

マレーシアの税制概要

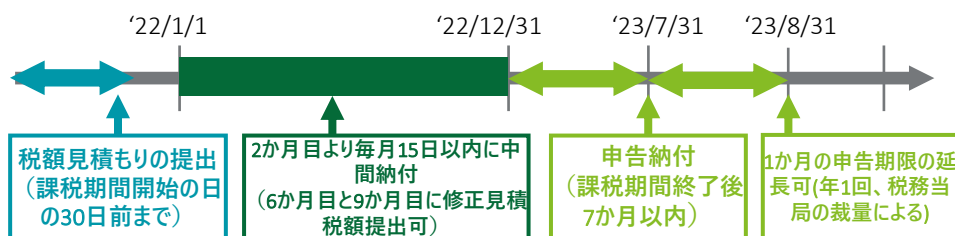
法人税コンプライアンス

管理支配がマレーシアにおいて行われている場合に居住者とされ、マレーシア国内源泉所得に原則24%の税率で課税される。また、課税期間の2か月目から毎月15日以内に中間納付を行わなければならない。

法人所得税

居住者	管理支配がマレーシアにおいて行われている場合、法人は居住者とされる。
居住者の課税範囲	マレーシア国内源泉所得
税率	24% (一定の要件を満たす中小企業は課税所得のうち60万MYRまでは17%が適用され、残りの部分について24%が適用される。)
課税年度	通常は会計期間が課税期間となる。
申告納付期限	会計期間終了後7か月以内

例：12月決算の場合

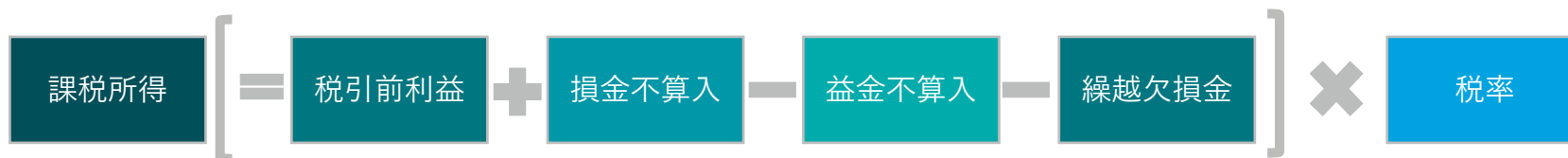
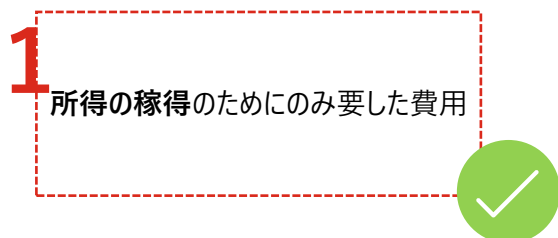


中間納付	<ul style="list-style-type: none"> 課税期間の開始日の少なくとも30日前までに、その年に納付すべき税額の見積もりを提出しなければならない(新設法人は、設立日から3か月以内に提出しなければならない)。法人は、当初見積税額として、前年の見積税額又は修正見積税額の85%以上の金額を提出する必要がある。 なお、中間納付は、課税期間の2か月目から毎月15日以内(新設法人の場合、課税期間の6月目から)に支払わなければならない。 法人は、課税期間の6ヶ月目又は9ヶ月目に修正見積税額を提出することができる。 その年に納付すべき税額が見積税額又は修正見積税額を30%超上回る場合には、その上回る部分について10%のペナルティが課される。
時効	税務当局が更正を行う期間は 5年 (移転価格に対するものは7年)
連結納税制度	<ul style="list-style-type: none"> なし。ただしグループ・リリーフ制度あり。 法人(事業開始後3年以内の法人に限る)が一定の条件を満たす場合に、調整後損失の70%を限度として、関係会社の所得と相殺することができる。損失は3年間繰り越すことが可能である。
税制改正	原則として10月前後に改正案が発表され、その後12月末までに成立し、1月1日に施行される。

課税所得計算（1/3）

損金性が認められる費用について

- 以下の要件を満たす費用は損金の額に算入することができる。

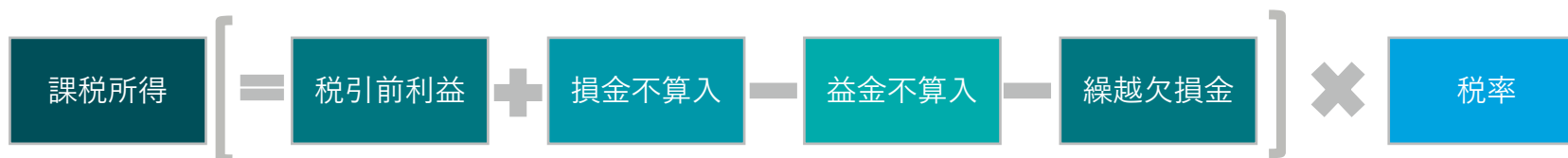


損金算入項目

- **損金不算入** として、留意すべき項目の代表例

減価償却費等	会計上の償却費は、原則として損金算入が認められない。ただし、一定の資本的支出については、税務上の減価償却費（Capital Allowance）により損金算入が認められる。	借入金	借入金が所得の稼得のために使用される場合には 支払利子 は損金の額に算入される（投資目的で使用される貸付金に係る支払利子は事業所得から控除することはできないが関連する投資所得からは控除可能）。2019年1月1日より 過大支払利子税制 が導入され、2019年7月1日以降に開始する課税期間から施行されている。これにより クロスボーダー融資に係る支払利子の損金算入はEBITDAの20%までに制限される。
交際費	原則として 接待等のために要した費用の50% は損金の額に算入されない。ただし、 社内交際費 や売上に直結する 交際費 に関してはその 全額 を損金の額に算入することができる。交際費には 飲食費、接待費 、これらに関連する 旅費及び宿泊費 等が含まれる。	寄附金	原則として寄附金は 損金の額に算入されない （認定寄附金は総所得の10%までは損金算入が可能）。
貸倒引当金	原則として 貸倒引当金繰入額 は 損金の額に算入されない が、一定の条件を満たせば 貸倒損失 は 損金の額に算入される 。	開業費等	開業費 や 設立費 といった 開業前の費用 は 損金の額に算入されない 。

課税所得計算 (2/3)



益金算入項目

- 益金不算入 として、留意すべき項目の代表例

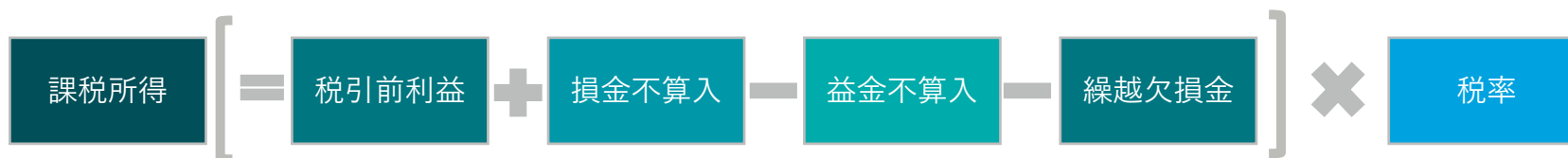
受取配当	■ 受取配当金は非課税となる。
キャピタルゲイン・ロス	■ キャピタルゲインには法人所得税が課されない。 ■ 法人所得税とは別に、不動産（不動産化体法人株式を含む）の譲渡から生じるキャピタルゲインに対しては、不動産譲渡益税が保有期間に応じて10～30%の税率で課される。

共通項目

- 損金不算入 益金不算入 として、留意すべき項目の代表例

為替差損益	■ 為替差益は、実現利益である場合には益金の額に算入されることとなり、為替差損は実現損である場合には損金の額に算入される。 ■ 一方で、資本取引から生じる為替差損益は実現・未実現にかかわらず、益金・損金不算入となる。
-------	---

課税所得計算 (3/3)



■ 繰越欠損金 について

欠損金等

繰越期限

- 7年間の繰越が認められる。繰り戻しは不可。
- 2018年以前に生じた欠損金については2025年まで繰り越すことが可能である。

■ 税率 について

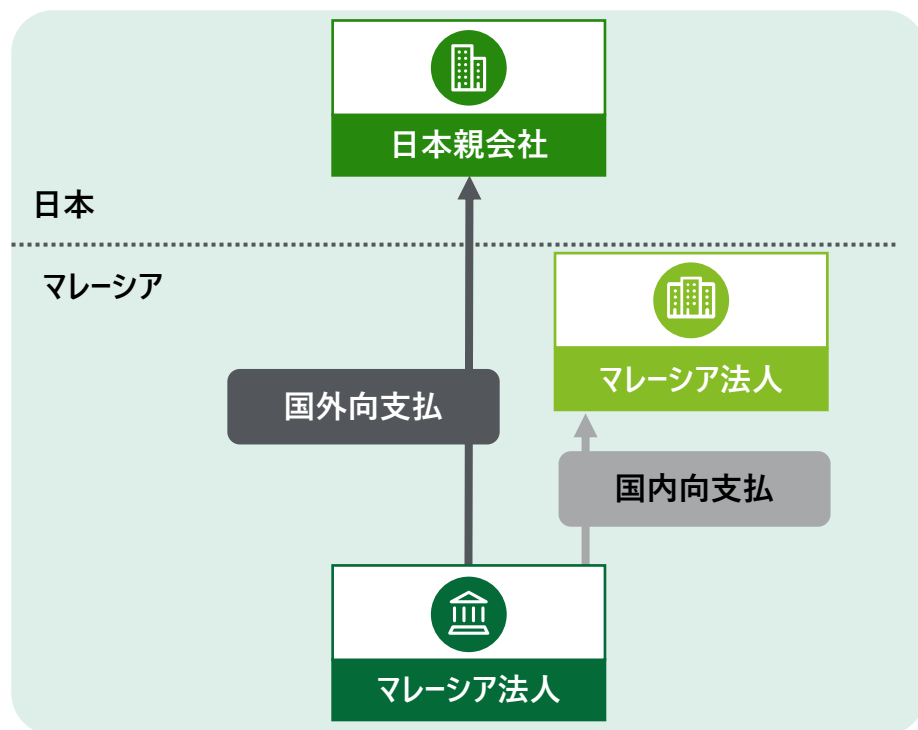
税率

原則24%

中小企業 優遇措置

- マレーシアで設立された居住法人で、総事業所得が5,000万MYR以下の基準期間の期首において普通株式の払込資本金が250万MYR以下であり、かつ普通株式の払込資本金が250万MYRを超える法人に関連しない法人（直接間接を問わず50%以上の持株関係がある法人）
- 中小企業は課税所得のうち60万MYRまでは17%の優遇税率が適用され、残りの部分については24%の標準税率が適用される。
- 中小企業は、事業開始後2年間は見積税額の提出及び中間納付をする必要がない。

居住者による利子・配当・使用料の支払いに係る源泉所得税

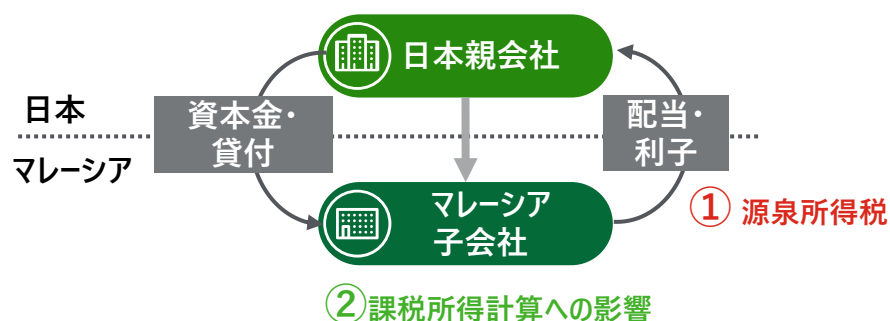


受領者 所得	税率		
	居住者	非居住者	
	国内法		租税条約
利子	0%	15%	10%
配当	0%	0%	5/15%(*)
使用料	0%	10%	10%

(*)配当が支払われる日の属する事業年度終了の日から遡って6か月継続して議決権のある株式の少なくとも25%を保有している場合は5%の制限税率が適用され、それ以外の場合は15%が適用される。

進出・撤退時の留意すべき課税関係 (1/2)

進出時の資金注入方法の比較に係る留意点



① 源泉所得税 日本親会社

マレーシア国内法上、マレーシア法人から非居住者に対して支払われる配当は、**源泉税の対象とならない**。一方で、支払利息については、国内法に基づき**15%の源泉税**が課される。ただし、日・マレーシア租税条約の適用が認められる場合、**10%に軽減**されることとなる。

対価を受領する者	適用税率	
	配当	利子
非居住者	0%	10%(*)

(*)租税条約の制限税率を記載。

② 課税所得計算への影響 マレーシア子会社

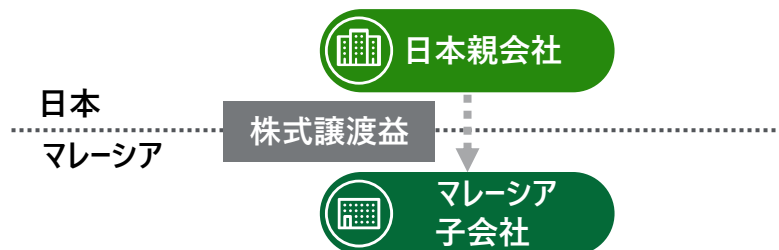
2019年1月1日より過大支払利子税制が導入され、2019年7月1日以降に開始する事業年度から施行されている。これによりクロスボーダー融資に係る支払利子の損金算入は**EBITDAの20%までに制限**される。

この規定は、クロスボーダー融資を受けた法人で、その融資に係る**支払利子の合計額が基準期間において50万MYRを超える場合**に適用される。

制限された支払利子超過額は全額が控除されるまで繰り越して使用することが認められている。

進出・撤退時の留意すべき課税関係（2/2）

撤退時のキャピタルゲイン（譲渡益）課税



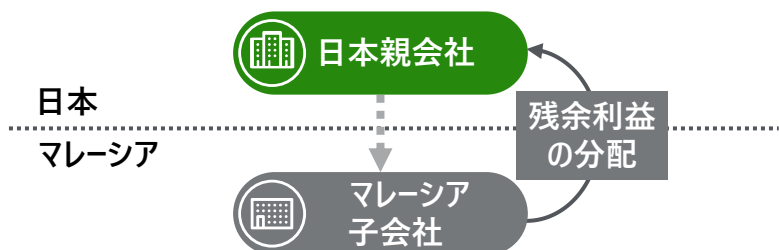
■ マレーシアにおけるキャピタルゲイン課税

🏢 日本親会社

キャピタルゲインは、マレーシアにおいて法人所得税の課税の対象とはならない。

不動産に係るキャピタルゲイン（保有する有形固定資産のうち75%以上が不動産で構成される等の一定の不動産保有法人の株式を含む）は**不動産譲渡益税の対象**となる。

清算時の残余利益に対する課税



■ マレーシアにおける配当課税の有無



🏢 日本親会社

清算前に行われる事前配当により**株主に課税は生じない**。

清算時の残余財産の分配は資本の払戻しとして取り扱われ、**課税の対象とはならない**。

進出形態の違いによる課税範囲・コンプライアンス手続き等の比較

課税所得の範囲や法人所得税適用税率等に大きな差異はない。ただし、支店の場合、サービス収入に係る源泉所得税が課される。

	 子会社 (現地法人)	 支店
課税所得の範囲	マレーシア国内源泉所得	マレーシア国内源泉所得
法人所得税 適用税率	24% (一定の要件を満たす中小企業は課税所得のうち60万MYRまでは17%が適用され、残りの部分について24%が適用される。)	24%
申告手続き	会計期間終了後7か月以内	会計期間終了後7か月以内
利益の還流	配当源泉税は課されない	利益送金に源泉税は課されない
サービス収入に係る 源泉所得税	対象外	PEに帰属するサービス収入には10%+3%の源泉税が課される (ただし、所得税額控除が適用できる)

雇用にかかるコスト・付加価値税・その他の間接税 (1/2)

課税物品については売上税が、課税サービスについてはサービス税が課される。全ての課税事業者は課税期間終了の翌月末日までに売上税・サービス税を申告納付しなければならない。

	売上税	サービス税
税率	<p>10% (例：個人用アクセサリ、自動車、家具) 5% (例：加工食品、タイヤ、電子機器等) 特定の税率 (例：石油製品) 免税 (例：食料品、医療品、建築資材) *課税対象は多岐にわたり、変更も頻繁に行われるため、関税局のホームページの最新情報を確認することが推奨される。</p>	<p>6% (例：ホテル宿泊、レストラン、クラブ、専門家サービス(法務、会計、コンサルティング、ITサービス、デジタルサービス等)、ゴルフ、ゲーム、クレジットカード、保険、通信、広告、電力など)</p>
課税対象取引	登録製造業者がマレーシアで製造した物品およびマレーシアに輸入された課税物品が対象となる。	マレーシアにおける課税サービスの提供及び輸入された課税サービスが対象となる。
登録事業者	<p>課税物品の製造業者は、次のいずれかの場合に登録しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 過去12か月間に製造した課税物品に係る収益が50万MYRを超える場合 ■ 今後12か月間に製造される課税物品に係る収益が50万MYRを超えると予想する合理的な理由がある場合 	<p>所定の課税サービスを提供する者は、次のいずれかの場合に登録しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 過去12か月間における課税サービスに係る収益が50万MYRを超えた場合 ■ 今後12か月間における課税サービスに係る収益が50万MYRを超えると予想する合理的な理由がある場合
課税期間	<p>原則2か月(関税局により指定される) 輸入サービスの場合、そのサービスの提供を受ける者がサービス税の登録を受けていないときは、1か月</p>	
申告期限及び納付期限	<ul style="list-style-type: none"> ■ 全ての課税事業者は、課税期間終了の翌月末日までに売上税・サービス税を申告納付しなければならない。 ■ 売上税及びサービス税は関税局に対して支払うこととなる。 ■ 輸入品の場合は、売上税は輸入者に支払義務があり、税関を通過する際に支払われることとなる。 ■ 全ての課税事業者は全ての課税取引に関する記録を7年間保存することが義務付けられている。 	
その他	製造された課税物品の販売、課税サービスを提供する登録事業者は、 インボイスを発行する必要がある 。付加価値税とは異なり、売上税・サービス税は仕入れ税額控除の仕組みを有さない。発生した売上税・サービス税は免除を享受するか、サプライチェーンの次の段階に転嫁されない限り、会社の負担となる。	

売上税・サービス税

雇用にかかるコスト・付加価値税・その他の間接税 (2/2)

従業員の利用に係るコスト等	<ul style="list-style-type: none">■ マレーシアには健康保険や介護保険はないが、雇用主は社会保障掛金を支払わなければならない。 <p>従業員積立基金(EPF: Employees Provident Fund)</p> <ul style="list-style-type: none">■ 60歳未満の従業員：<ul style="list-style-type: none">➢ 雇用主：給与の12%(月給5,000MYR以下の場合給与の13%)➢ 被雇用者：最低拠出額は11%(COVID-19施策により2021年度は9%)■ 60歳以上の従業員：<ul style="list-style-type: none">➢ 雇用主のみ：給与の4% <p>*上記の料率はマレーシア国民と永住者にのみ適用され、駐在員についてEPFを拠出することは義務付けられていない。</p> <p>社会保障機構(SOCSO: Social Security Organisation)</p> <ul style="list-style-type: none">■ 第一分類(60歳未満の従業員):労働災害および就業不能保険<ul style="list-style-type: none">➢ 雇用主：月給の1.75%(最大69.05MYR)➢ 被雇用者：拠出額は0.5%(月給4,000MYRが上限)■ 第二分類(60歳以上の従業員、外国人労働者):労働災害保険<ul style="list-style-type: none">➢ 雇用主のみ：月給の1.25% <p>雇用保険制度(EIS: Employee Insurance Scheme)</p> <ul style="list-style-type: none">■ 雇用主：月給の0.2%(月給4,000MYRが上限)	<p>印紙税</p>	<ul style="list-style-type: none">■ 印紙税は様々な文書に課されている。■ 税率：0.1%~4%または定額(金額や文書による)■ 例：株式譲渡の場合、譲渡価格又は時価のいずれか高い方に0.3%の印紙税が課される。
	<p>国境をまたぐデジタルサービス課税</p>	<ul style="list-style-type: none">■ 2020年1月1日より、マレーシア消費者に対して外国のサービスプロバイダーが提供するデジタルサービスに対してサービス税が課される。■ 「デジタルサービス」とは、インターネット等を通じて提供されるサービスであって、情報技術を利用しなければ得られず、かつ、サービスの提供が本質的に自動化されているものをいう。■ 外国のサービスプロバイダーは、以下のいずれかの場合に、課税事業者として登録しなければならない。<ul style="list-style-type: none">➢ マレーシアの消費者に提供されるデジタルサービスの収益が過去12か月間で50万MYRを超える場合➢ マレーシアの消費者に提供されるデジタルサービスの収益が今後12か月間で50万MYRを超えると予想する合理的な理由がある場合■ デジタルサービスに対するサービス税の税率：6%■ 課税期間：3か月■ 課税事業者として登録された全ての外国のサービスプロバイダーは、申告書を提出し、課税期間の末日の翌日までにサービス税を納付しなければならない。	

法人課税にかかる各種優遇税制措置 (1/3)

項目	対象企業	優遇措置内容						
<p>A.パイオニア・ステータス Pioneer Status (A.又はB.のいずれか)</p>	<p>奨励活動に参加している企業又は奨励物品を生産している企業（製造業者）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ パイオニア・ステータスを付与された会社は、以下の通り法人所得税の減免を受けることができる。 <table border="1" data-bbox="948 372 1665 472"> <thead> <tr> <th>法人所得税の減免</th> <th>法人所得税の減免期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全額又は一部 (一定の条件を満たす場合、全額)</td> <td>5年 (一定の条件を満たす場合、10年)</td> </tr> </tbody> </table> ■ 2019年度より、パイオニア事業から生じた損失はパイオニア・ステータスの終了時から最長7年間繰り越すことができる。 	法人所得税の減免	法人所得税の減免期間	全額又は一部 (一定の条件を満たす場合、全額)	5年 (一定の条件を満たす場合、10年)		
法人所得税の減免	法人所得税の減免期間							
全額又は一部 (一定の条件を満たす場合、全額)	5年 (一定の条件を満たす場合、10年)							
<p>B.投資税額控除 Investment Tax Allowance (A.又はB.のいずれか)</p>	<p>設立後36か月以上経過している居住法人かつ製品の製造又は多角化に関する既存事業の拡張、近代化又は自動化のための適格事業を行うこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 投資税額控除の適用期間・金額は以下の通りである。 <table border="1" data-bbox="948 615 1599 775"> <thead> <tr> <th>優遇税率適用期間</th> <th>対象となる金額</th> <th>控除限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5年間 (一定の条件を満たす場合、10年)</td> <td>適格資本的支出の60% (一定の条件を満たす場合、全額)</td> <td>法定所得の70% (一定の条件を満たす場合、全額)</td> </tr> </tbody> </table> ■ 控除しきれなかった金額は全額を使用するまで繰り越して使用することができる。 	優遇税率適用期間	対象となる金額	控除限度額	5年間 (一定の条件を満たす場合、10年)	適格資本的支出の60% (一定の条件を満たす場合、全額)	法定所得の70% (一定の条件を満たす場合、全額)
優遇税率適用期間	対象となる金額	控除限度額						
5年間 (一定の条件を満たす場合、10年)	適格資本的支出の60% (一定の条件を満たす場合、全額)	法定所得の70% (一定の条件を満たす場合、全額)						
<p>C.再投資控除 Reinvestment Allowance (A.及びB.の適用を受けない場合)</p>	<p>設立後36か月以上経過している居住法人かつ製品の製造又は多角化に関する既存事業の拡張、近代化又は自動化のための適格事業を行うこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 再投資控除の適用期間・金額は以下の通りである。 <table border="1" data-bbox="948 886 1599 1046"> <thead> <tr> <th>優遇税率適用期間</th> <th>対象となる金額</th> <th>控除限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15年間</td> <td>マレーシアで使用される工場又は機械に係る資本的支出の60%</td> <td>法定所得の70%</td> </tr> </tbody> </table> ■ 2019年度より、未使用の控除額は適用期間の終了時から最長7年間繰り越すことができる。 	優遇税率適用期間	対象となる金額	控除限度額	15年間	マレーシアで使用される工場又は機械に係る資本的支出の60%	法定所得の70%
優遇税率適用期間	対象となる金額	控除限度額						
15年間	マレーシアで使用される工場又は機械に係る資本的支出の60%	法定所得の70%						

法人課税にかかる各種優遇税制措置 (2/3)

項目	対象企業	優遇措置内容																					
<p>新規投資への優遇 Special Tax Incentive under PENJANA Program (COVID-19 incentive)</p>	<p>① マレーシアに既存の製造拠点を持たない新規企業、海外からマレーシアへ製造拠点を移す企業及びマレーシアで新規事業を開始する企業</p> <p>② マレーシアに既存の製造拠点を有する企業で、新たにマレーシア国外から製造拠点を移し、新たな事業セグメントを創出する外国又は現地企業</p>	<p>■ 優遇措置を受けるためには2020年7月1日から2022年12月31日までにMIDAに対して申請を行わなければならない。</p> <p>①の場合：以下の通り、法人所得税の免除を受けることができる。</p> <table border="1" data-bbox="986 429 1605 558"> <thead> <tr> <th>製造部門への新規投資</th> <th>法人所得税の免税期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3～5億MYR</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>5億MYR超</td> <td>15年</td> </tr> </tbody> </table> <p>②の場合：以下の投資税額控除を享受できる。</p> <table border="1" data-bbox="986 608 1877 689"> <thead> <tr> <th>製造部門への新規投資</th> <th>対象となる金額</th> <th>控除限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3億MYR超</td> <td>適格資本的支出の全額</td> <td>法定所得の全額</td> </tr> </tbody> </table> <p>■ また、製造業に加えて、テクノロジーソリューション、クラウドコンピューティングの基盤技術、研究開発・設計開発、医療機器の研究所・臨床試験など、一定の価値の高いサービス活動もインセンティブの対象となる予定である。</p> <table border="1" data-bbox="986 832 1877 961"> <thead> <tr> <th>対象企業</th> <th>法人所得税の優遇税率</th> <th>対象期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規企業</td> <td>0～10%</td> <td>最高10年</td> </tr> <tr> <td>既存企業</td> <td>10%</td> <td>最高10年</td> </tr> </tbody> </table>	製造部門への新規投資	法人所得税の免税期間	3～5億MYR	10年	5億MYR超	15年	製造部門への新規投資	対象となる金額	控除限度額	3億MYR超	適格資本的支出の全額	法定所得の全額	対象企業	法人所得税の優遇税率	対象期間	新規企業	0～10%	最高10年	既存企業	10%	最高10年
製造部門への新規投資	法人所得税の免税期間																						
3～5億MYR	10年																						
5億MYR超	15年																						
製造部門への新規投資	対象となる金額	控除限度額																					
3億MYR超	適格資本的支出の全額	法定所得の全額																					
対象企業	法人所得税の優遇税率	対象期間																					
新規企業	0～10%	最高10年																					
既存企業	10%	最高10年																					
<p>プリンシパル・ハブ Principal Hub</p>	<p>払込資本金が250万MYR以上であるマレーシア居住法人で少なくとも4つの適格サービスを提供している企業 (プリンシパル・ハブとなる現地法人とは、地域の又はグローバルな事業活動及びリスクマネジメント、意思決定、戦略的事業活動、トレーディング、ファイナンス、人事などの主要な機能をマレーシアにおいて管理・運営・サポートをするものをいう)</p>	<p>■ 新たに承認されたプリンシパル・ハブ企業は、以下の優遇措置を享受することができる。なお、優遇措置の申請は2022年12月31日までにMIDAに提出されなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="986 1118 1605 1246"> <thead> <tr> <th>法人所得税の優遇税率</th> <th>対象期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0～10%</td> <td>5年 (事業規模や種類に応じて5年間の延長可(追加条件あり))</td> </tr> </tbody> </table> <p>■ プリンシパル・ハブ企業の中核的な事業活動から生じる知的財産所得は、免税対象から除外される。</p>	法人所得税の優遇税率	対象期間	0～10%	5年 (事業規模や種類に応じて5年間の延長可(追加条件あり))																	
法人所得税の優遇税率	対象期間																						
0～10%	5年 (事業規模や種類に応じて5年間の延長可(追加条件あり))																						

法人課税にかかる各種優遇税制措置 (3/3)

項目	対象企業	優遇措置内容																		
<p>研究開発に対する優遇 R&D</p>	<p>一定の要件を満たすR&Dサービスを提供する企業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 研究開発に対する優遇措置は以下の通りである。なお、マレーシア投資開発庁(MIDA)への申請・承認が必要となる。 <table border="1" data-bbox="938 394 1829 522"> <thead> <tr> <th>対象企業</th> <th>対象となる金額</th> <th>控除限度額</th> <th>対象期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R&D会社</td> <td>適格資本的支出の全額</td> <td>法定所得の70%</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>受託R&D会社</td> <td colspan="3">上記と同様又は5年間の法定所得全額の免税</td> </tr> </tbody> </table> ■ 自社の研究開発の場合には以下の優遇措置を受けることができる。 <table border="1" data-bbox="938 608 1622 689"> <thead> <tr> <th>優遇税率適用期間</th> <th>対象となる金額</th> <th>控除限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10年間</td> <td>研究資本的支出の50%</td> <td>法定所得の70%</td> </tr> </tbody> </table> ■ また、当局の承認を受けた研究開発費については、1事業年度にマレーシア国外で発生した研究開発費の割合が30%以下の場合には二重控除が認められる(上記R&D会社が投資税額控除を受けている場合を除く)。 	対象企業	対象となる金額	控除限度額	対象期間	R&D会社	適格資本的支出の全額	法定所得の70%	10年	受託R&D会社	上記と同様又は5年間の法定所得全額の免税			優遇税率適用期間	対象となる金額	控除限度額	10年間	研究資本的支出の50%	法定所得の70%
対象企業	対象となる金額	控除限度額	対象期間																	
R&D会社	適格資本的支出の全額	法定所得の70%	10年																	
受託R&D会社	上記と同様又は5年間の法定所得全額の免税																			
優遇税率適用期間	対象となる金額	控除限度額																		
10年間	研究資本的支出の50%	法定所得の70%																		
<p>マルチメディア・スーパーコリドー Multimedia Super Corridor (MSC)</p>	<p>MSCにて奨励される活動に参加する一定の要件を満たす企業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ マレーシア・デジタルエコノミー公社(MDEC)によってMSCステータスを付与される必要がある。 ■ MSCステータスを付与された場合、以下の優遇措置を享受することができる。 <table border="1" data-bbox="938 953 1657 1082"> <thead> <tr> <th>法人所得税の減免</th> <th>法人所得税の減免期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法定所得全額又は70%の免税</td> <td>5年(5年間の延長又は、5年間の適格資本的支出の100%に対する投資税額控除可)</td> </tr> </tbody> </table> ■ 上記と併せ、情報通信機器及びマルチメディア機器の輸入関税の免除も享受される。 ■ 認定される奨励活動及び適格資本的支出の実施場所はMSCのサイバーシティ又はサイバーセンター内の指定された施設でなければならない。 	法人所得税の減免	法人所得税の減免期間	法定所得全額又は70%の免税	5年(5年間の延長又は、5年間の適格資本的支出の100%に対する投資税額控除可)														
法人所得税の減免	法人所得税の減免期間																			
法定所得全額又は70%の免税	5年(5年間の延長又は、5年間の適格資本的支出の100%に対する投資税額控除可)																			

PE課税—PE類型

PEの種類

支店PE

- ① 事業の管理の場所
- ② 支店
- ③ 事務所
- ④ 工場
- ⑤ 作業場
- ⑥ 鉱山、石油又は天然ガスの坑井、採石場その他天然資源を採取する場所



代理人PE

独立した地位を持つ者を除き、企業に代わって活動し、
①企業の名において契約する権限を有する者で、当該権限を反復して行使する代理人
②①のような権限を有しないが、在庫を常習的に保有し、企業に代わって定期的に引き渡す代理人



マレーシアのPE類型は、日本と締結した租税条約において規定されている。

建設PE

6カ月を超える期間存続する建設工事現場もしくは建設もしくは据付工事又はこれらに関連する監督活動



MLI条約の署名：

日本：2019年1月1日に発効

マレーシア：2021年6月1日発効

（源泉徴収による租税は2022年1月1日以後の課税事象から、その他の租税は2021年12月1日以後開始課税期間から適用）

PEに関連するMLI条約の規定の適用

第12条 問屋契約及びこれらに類する方策を通じた恒久的施設の地位の人為的な回避

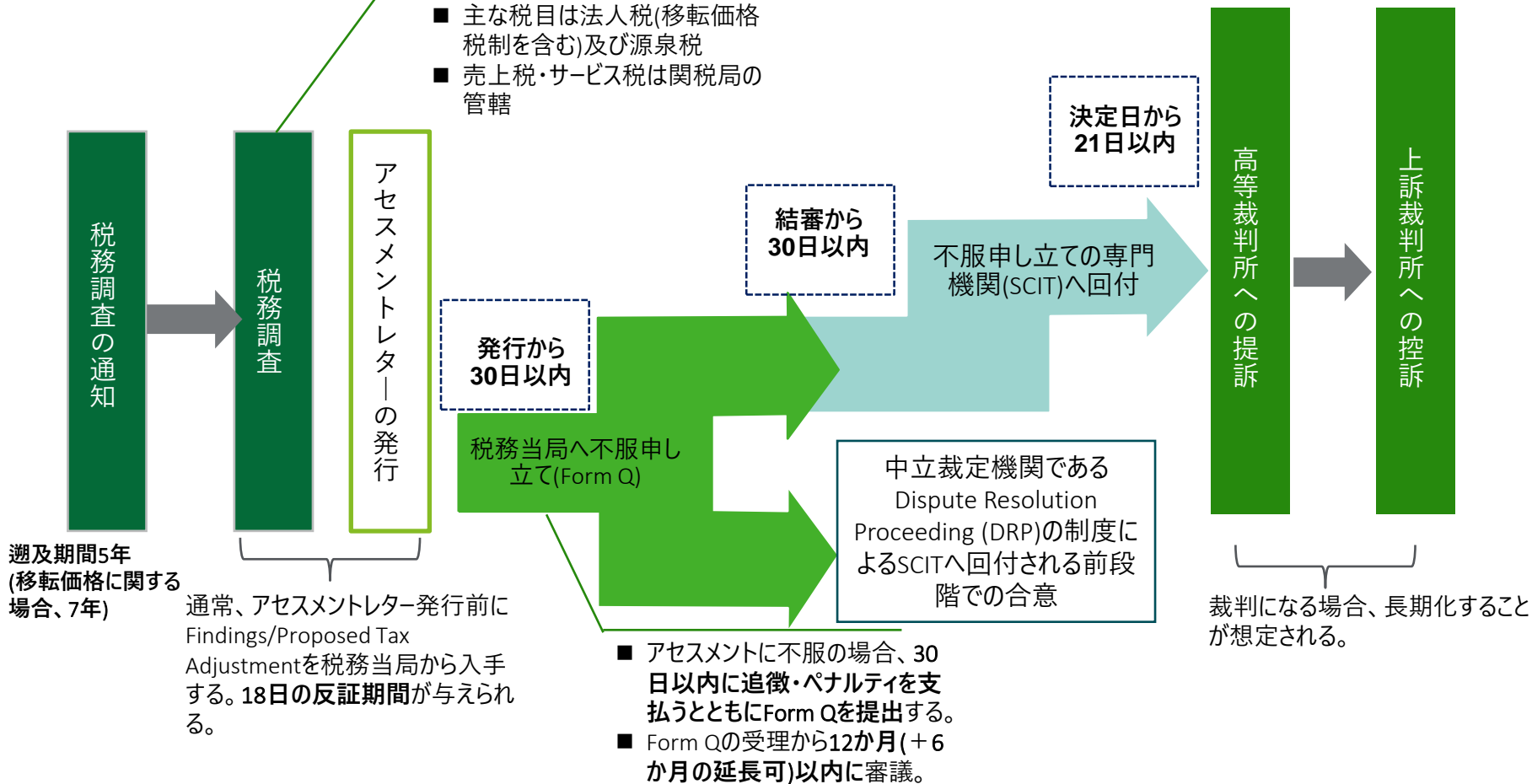
第13条 特定の活動に関する除外を利用した恒久的施設の地位の人為的な回避

第15条 企業と密接に関連する者の定義

税務調査及び異議申立て・税務訴訟

税務当局への不服申し立ての次のステップとして不服申し立ての専門機関(SCIT)へ回付するほか、中立裁定機関であるDRPの制度による合意がある。

- 調査対象法人はコンピューターシステム等で抽出される。
- 主な税目は法人税(移転価格税制を含む)及び源泉税
- 売上税・サービス税は関税局の管轄



- 税務当局の名称：内国歳入庁 (Inland Revenue Board of Malaysia; IRB)
<http://www.hasil.gov.my/indexbi.php>

ホットトピック (1/2)

優遇措置を提供している場合で、仮に優遇措置の適用要件の一部を満たせない見込みとなった場合には、当局に事前に相談することが必要となる。

01

優遇措置の適用企業への精査
(投資税額控除、再投資控除、
パイオニアステータスなど)

論点

- マレーシア当局は、優遇措置を適用している納税者を精査し、各優遇措置の適用のための条件について、ガイドラインに従って満たされているかを確認する傾向がある。
優遇措置は事前申請に伴って適用することとなるため、後日適用要件のうち一部が満たせないということが起こりうる。そのような場合には、当局に事前に相談することが必要となる。

02

関係会社に対する無利息貸付

論点

- マレーシア当局は、関連者間の金利が独立企業間価格でない場合に、移転価格の調整を行うことがある。
The Income Tax (Transfer Pricing) Rules 2012は、関連者間で対価の有無に関わらず直接・間接的に行う資金援助について、独立企業間価格となる金利を適用することを求めている。
資金援助とは、貸付、企業間信用取引、担保又は保証の適用を含むものと定義される。

03

あいまいな間接税規則

論点

- 売上税やサービス税が導入されたことにより、これらの税を対象とする規則があいまいになる可能性がある。
関税局は事業者が売上税及びサービス税を正しく適用することをサポートするためにガイドラインを公表しているが、このようなガイドラインは変更される可能性があり、時には法律と矛盾する場合がある。これは売上税及びサービス税の行政方針が頻繁に変更された結果でもある。
関税局は事業者への売上税・サービス税の監視を強化しようとしており、更なる悪化を招いている。
特定のポジションに関して当局から確認書やルーリングを入手することを含め、売上税・サービス税のテクニカル面をマネジメントすることは極めて重要である。

ホットピック (2/2)

現状、企業が間接税のコンプライアンスに関して自主的に開示を行うための標準的な手続きは存在しないが、マレーシア当局は特別自主開示プログラムの導入を検討すると発表している。

04

特別自主開示プログラム - 間接税

論点

- 現状、企業が間接税のコンプライアンスに関して自主的に開示を行うための標準的な手続きは存在しない。
このため、企業は罰金が科されることを恐れて、間接税のコンプライアンス違反に関する自主的な開示を行うかどうかというジレンマに陥ることが多い。
最近、マレーシア当局は特別な自主開示プログラムの導入を検討すると発表し、当該プログラムを導入する意図を表明した。
しかし、現段階では、当該プログラムがどのように実施されるのか、カバーされる間接税の範囲についても不明である。

05

EUグレーリスト

論点

- マレーシアはEUとの関係を改善し、2023年までにEUのホワイトリストに移行するための税制改革に取り組むことをEUに約束している。
マレーシアはEUのグレーリストに掲載される有害な税慣行がある国の一つであった。これは、EUが有害な税慣行とみなしているテリトリアル課税と免税優遇措置を有していたためである。

06

支店の利息収入に係る税率

論点

- 支店の銀行預金利息などの利息収入については条文の解釈があいまいであり、15%の申告分離課税の規定がある一方で、税務調査において当局側が法人税の24%を適用しようとするケースがある。

07

国外払い給与

論点

- マレーシアにおける労働の対価であればマレーシア源泉所得に該当し、日本払い給与等についてもマレーシアにおける毎月の源泉徴収の対象に含めなければならない。
この点、給与計算を外部委託していない企業において申告漏れとなるケースが多く、年末調整で修正することは認められていないため、罰金を科されることとなる。
また、ここ2、3年でかなり厳しく税務調査が行われている。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）関連措置（1/3）

項目	ステータス	内容
法人所得税関連	施行済み	COVID-19基金への現金拠出及び認定された機関への現金以外の拠出は、一定の条件のもと損金の額に算入される。
	施行済み	2020年3月1日から2020年12月31日までに発生した機械装置に係る資本的支出の40%加速償却（2022年6月まで延長される案が出されている）
	施行済み	一定の条件のもと、中小企業(2020年4月1日から2021年12月31日)及び中小企業以外(2021年1月1日から2021年12月31日)に対して貸している事務所の賃貸料を30%以上減額している納税者に対する特別税額控除
	施行済み	2020年度より前に再投資控除の適用を終えた企業に対する3年間の特別再投資控除（2020年～2022年）（2024年まで延長される案が出されている）
	施行済み	事務所の改修費について、一定の条件のもと、2020年3月1日から2021年12月31日までに支出した費用に対して最大30万MYRの特別税額控除（2022年12月まで延長される案が出されている）
	施行済み	マレーシアにおける従業員の一時的な滞在は、以下の条件が満たされる限り、PEとはみなされない <ul style="list-style-type: none"> ■ COVID-19による渡航制限前にPEがないこと ■ 企業の経済状況（主たる事業及び場所）に変化がないこと ■ 従業員の一時的な滞在の理由が、COVID-19による渡航制限のみであること ■ 当該従業員が一時的な滞在の間に行った活動は、COVID-19の渡航制限がなければマレーシアで行われるものでないこと 「渡航制限」とは、マレーシア政府が2020年3月18日から随時公報する期間における渡航制限を言う。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）関連措置（2/3）

項目	ステータス	内容
間接税関連	施行済み	ホテル事業者のサービス税の免除（2021年7月1日から2021年12月31日）
	施行済み	金融機関からの借入の契約で2021年7月1日から2021年12月31日までにその内容を変更する契約が締結され、かつ、原契約の締結時に適正に印紙税が支払われている場合、その変更の契約についての印紙税の一時的免除（2022年12月まで延長される案が出されている）
	施行済み	2020年6月15日から2021年12月31日において、マレーシアで組み立てられた乗用車の販売に係る売上税の全額免除及び輸入乗用車の販売に係る売上税の50%免除（2022年6月30日まで延長される案が出されている）
	施行済み	2020年3月23日以降、医療用フェイスマスク（N95等）の輸入に係る関税および売上税の免除
	施行済み	2020年7月1日以降、医療用フェイスマスク（KN95）の輸入に係る関税および売上税の免除
	施行済み	2023年3月31日まで、港湾で使用される機械装置の輸入に係る関税および売上税の免除

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）関連措置（3/3）

項目	ステータス	内容
申告・納期限の延長	施行済み	納付遅延に係るペナルティの免除（マレーシア当局への申立が必要）
	施行済み	2019年度及び2020年度の確定申告期限の3か月延長
	施行済み	観光・映画・温泉業を営む納税者の見積納付の2021年4月1日から2021年12月31日までの 猶予 。なお未払税金は、当該事業年度の確定申告書の提出時に精算する必要がある。COVID-19による影響を受けた他の業種の納税者については、 猶予のためには申立が必要
	施行済み	CbCRの提出期限の延長（マレーシア当局への申請が必要）
その他	施行済み	2020年7月1日以降、雇用主が支給する携帯電話、ノートパソコン、タブレット等は5,000MYRまでは給与課税がされない。

マレーシアの移転価格税制の概要、 各国特有の事項、ホットトピックス

移転価格税制の概要

01

移転価格税制導入時期

2003年7月にTP Guidelinesが公表された。2012年5月にIncome Tax (Transfer Pricing) Rules 2012（以下「TP Rules 2012」）が施行された。TP Rules 2012は2009年1月1日まで遡及して適用された。

02

関連者の定義

関連者とは、(a) 一方が他方を支配している関係 (b) 親戚である個人の関係 (c) 同一の者に支配される者との関係とされる（Income Tax Act 1967のSection 140A(5)）。「支配」する者とは、(a) 会社運営に関し直接間接に支配し得る者 (b) 過半数の株式を保有する者、または過半数の配当を受取る者 (c) 会社清算時に過半数の残余財産を受取る者とされる（Income Tax Act 1967のSection 139(1)）。さらに、20%以上の株式を保有し、かつ無形資産または事業活動を通じて影響を与える、または1人以上の取締役を任命できる者とされる（Income Tax Act 1967のSection 140A(5A)）。

03

移転価格調査の時効

移転価格調査の時効は7年である（Income Tax Act 1967のSection 91）

04

独立企業間価格の算定方法

（棚卸資産取引）

- CUP/CP/RP/PS/TNMM/その他の方法が認められ、最も適切な移転価格算定方法を選択することが求められるTP Guidelinesの3.1および11)
- ただし、実務上はIRBはTNMMあるいはCUPを好む傾向にある

（無形資産取引）

- CUP/CP/RP/PS/TNMM/その他の方法が認められ、最も適切な移転価格算定方法を選択することが求められるTP Guidelinesの3.1および11)
- ただし、実務上はIRBはCUPを好む傾向にある。

（役務提供取引）

- CUP/CP/RP/PS/TNMM/その他の方法が認められ、最も適切な移転価格算定方法を選択することが求められるTP Guidelinesの3.1および11)
- ただし、実務上はIRBはTNMMあるいはCUPを好む傾向にある

（資金貸借取引）

- CUP/CP/RP/PS/TNMM/その他の方法が認められ、最も適切な移転価格算定方法を選択することが求められるTP Guidelinesの3.1および11)
- ただし、実務上はIRBはCUPを好む傾向にある

05

日本とのAPA/MAPの適用可能性

- 日本との租税条約の有無：あり（発効日：1999年12月31日）
- 実務上の適用可能性：あり（日本－マレーシア間の相互協議は通常年1回程度実施される）

LF/MFの概要

ローカルファイル (LF) の概要

①作成義務対象者

- TP Rules 2012の4(1)にて、**関連者間取引を行う者は移転価格文書を作成しなければならないと規定されている。**
- なお、マレーシアにおいて、移転価格文書作成義務は2009年に施行されており、移転価格文書の内容についてはTP Rules 2012の4(2)およびTP Guidelines 2012の11.2.4にて定められている。

②作成期限

- **税務申告時に移転価格文書の作成有無を申告する。作成していると申告した場合、納税者は税務申告時までに移転価格文書を作成していなければならない。** (TP Rules 2012の4(3))

③提出期限

- マレーシア内国歳入庁 (IRB) から移転価格文書の提出指示を受けた場合、**会社はIRBの指示があった日から14日以内に移転価格文書を提出しなければならない。** (TP Guidelines 2012の11.2.3)

④作成言語

- **マレーシア語または英語。** 移転価格文書がマレーシア語または英語以外の言語で作成されている場合は、マレーシア語または英語に翻訳した移転価格文書をIRBに提出しなければならない。 (TP Guidelines 2012の11.2.8)

⑤罰則

- 移転価格文書を期限までに提出できない場合、**1年度あたり2万MYRから最大10万の罰金、および／または6か月以下の禁固の罰則が規定されている。** (Income Tax Act 1967のSection 113B)

マスターファイル (MF) の概要

①作成義務対象者

- **CbCR提出義務を有する納税者** (TP Guidelines 2012の11.2.5)

②作成／提出期限

- **税務当局の要求から14日以内に提出** (TP Guidelines 2012の11.2.3および11.2.5)

国別報告書の概要

国別報告書 (CbCR) の概要

(セカンダリーファイリング*の場合のみ)

①作成義務対象者

- 最終事業会社とその所在国において国別報告書の提出義務がない場合、直前会計年度連結総収入3,000百万MYR以上の多国籍企業グループでマレーシアに所在する構成会社等および、多国籍グループによって代理提出者に指定された法人は、国別報告書を提出しなければならない。(CbCR Rulesの5(2))

②提出期限／作成期限

- 会計年度終了から12か月以内 (CbCR Rulesの7)

③罰則

- 国別報告書の提出を怠った場合、または報告の内容に誤りがあった場合は、2万MYRから最大10万MYRの罰金、および／または6か月以下の禁固の罰則が規定されている。(Income Tax Act 1967のSection 112A(1)および113A)

④国別報告書に係る通知書 (Notification) の要否

- マレーシア所在の構成会社等が国別報告書の提出を行わない場合は、報告対象年度の最終日までにDirector Generalに対して書面で通知を行わなければならない(2020賦課年度まで)。2021賦課年度以降は税務申告書を通じて通知を行う。税務申告書の提出期限は会社の事業年度末日から7か月後である。
- 通知を行わなかった会社は2万MYRから最大10万MYRの罰金、および／または6か月以下の禁固の罰則が科される。(Income Tax Act 1967のSection 113A)

*究極の親会社の所在する国においてCbCRに係る法令が整備されていない場合、当該構成会社はその所轄税務当局を通じてCbCRを提出すること

最近の移転価格調査におけるトピックス

01

現地側課税事例の
傾向

論点

- 2021年1月1日より、**移転価格調整額に対するサーチャージが導入**された（Income Tax Act 1967 Section 140A(3C)）。料率は**最高5%**とされるが、移転価格調査においては5%が課され、5%より低い料率はvoluntary disclosureの場合のみに適用される。
- 2021年1月1日より、移転価格文書の提出期限は**IRBの指示があった日から14日以内に短縮**された（以前は30日以内）（TP Guidelines 2012の11.2.3）。
- 2021年1月1日より、移転価格文書を期限までに提出できない場合の**罰則が強化**された。1年度あたり**2万MYRから最大10万MYRの罰金**、および／または**6か月以下の禁固の罰則**が規定されている（Income Tax Act 1967のSection 113B）。IRBは納税者からの期限延長申請には応じるが、罰則の適用は14日以内の期限に基づく。

02

対応方法についての
助言

論点

- 移転価格調査の時効は**7年**であり、IRBは調査に積極的であることから、**確実に移転価格文書を作成しておくこと**。
- 繰越欠損金の存在や優遇税制によって結果として追徴税額が発生しなくても、**移転価格調整があればサーチャージは課される**ため、移転価格文書は作成しておくこと。
- 税務申告時に移転価格文書作成の有無を申告する必要があり、**申告期限までに高品質な同時文書を作成すること**。
- IRBから移転価格文書提出要求があった際に、期限までに提出できない場合の罰則が2021年1月1日より強化されたため、**指定された期限までに提出すること**。
- 関連者間取引の**契約内容と実態が一致していること**、**商慣行として合理的であること**。

移転価格税制の動向（新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響）

<p>税務当局における税務調査の状況の変化</p>	<ul style="list-style-type: none">■ COVID-19により税収への影響を受けており、税収予算を達成するために積極的な調査・課税が行われていることが窺える。■ 2021年1月1日より、移転価格文書を期限までに提出しないことに対する罰則が強化され、また、サーチャージも導入されたため、IRBは移転価格文書提出要請通知を積極的に納税者に送付している。IRBの移転価格専門支局のみならず、査察担当支局や地方支局も移転価格文書提出要請通知を納税者に送付し、移転価格調査を行っている。■ ロックダウンによりIRBの調査のスピードが遅くなっていたが、調査自体は進められていた。納税者との面談はオンラインで行われている。最近のロックダウン緩和および年末に向けて、再び積極的に調査が行われる可能性がある。
<p>APA審査・協議対応の変化</p>	<ul style="list-style-type: none">■ COVID-19の影響を大きく受けていない企業は、新規APA申請を行うことができる。COVID-19の影響を大きく受けている企業については、現在は新規APA申請を受け付けていない。■ 申請済みのAPAについては、COVID-19の影響が不透明な状況にあるため、納税者のみの判断による大きな変更は認めていない。ただし、確認対象取引への影響を考慮して、IRBは累積年度検証やAPA期間最終年度における補償調整の検討を行う場合がある。なお、各事案により状況が異なるため、IRBは案件ごとに判断を行っており、さらに相手国税務当局と交渉・合意も必要となる。■ 合意済みのAPAについては、納税者は合意文書に記載されている重要な前提条件を遵守しなければならない。COVID-19のため重要な前提条件の充足が困難となった場合はAPAの改訂や取消も可能である。APAの改訂や取消の手続きは、APAガイドライン2012の29及び30に基づく。
<p>現地当局が容認するCOVID-19への対応措置（比較可能性の検討、特殊要因の検討、その他の取扱いの検討等）</p>	<ul style="list-style-type: none">■ IRBはCOVID-19への対応措置についてまだ特にガイドラインを発表していない。また、対象年度の調査も開始していない。なお、口頭ベースでは、業界分析、サプライチェーン/グループ全体の分析、COVID前後での分析等を通じてその影響が実証的に説明できれば、個別に考慮するとしている。

お問い合わせ

運営受託：デロイト トーマツ税理士法人

email : info@i-tax-seminar.go.jp

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての2021年10月時点における一般的な解釈について述べたものです。経済産業省及びデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関係法人（デロイト トーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します）は、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う際は、必ず資格のある専門家の適切なアドバイスをもとにご判断ください。

また本資料中および講演中の発言における、意見にわたる部分は講演者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。経済産業省及びデロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

無断転載を禁じます。

本テキストをコピー等で複製することは、社内用、社外用を問わず、執筆者の承諾なしには出来ません。

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネス プロフェッショナル グループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスク アドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市以上に1万名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト（www.deloitte.com/jp）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュート マツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバル ネットワーク 組織を構成するメンバー ファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）のひとつまたは複数 を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバー ファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバー ファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドはDTTLのメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における100を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、リスク アドバイザリー、税務およびこれらに関連するプロフェッショナル サービスの分野で世界最大級の規模を有し、150を超える国・地域にわたるメンバーファームや関係法人のグローバル ネットワーク（総称して“デロイト ネットワーク”）を通じ Fortune Global 500® の8割の企業に対してサービスを提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約312,000名の専門家については、（www.deloitte.com）をご覧ください。



IS 669126 / ISO 27001